

受 付	個 人 質 問 令和 年 月 日	第 号 時 分
--------	---------------------	------------

## 一 般 質 問 < 個 人 > 発 言 通 告 書

令和6年11月20日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 わたなべさつ子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質 問 事 項 及 び 要 旨	備 考
1	<p><b>フレイル予防に補聴器購入助成を</b></p> <p>市はフレイルの予防について、様々な提案と施策を行っている。こもりきりで他人と話さない生活は活動意欲をそぎ、筋肉量の低下や食事量の減少で衰えを加速させるため、社会とのつながりを増やすために、今より週1回、出かける機会を増やすことが大切としている。</p> <p>社会とのつながりや外出機会を増やすには、「聞こえ」はとても大切である。愛知県内では現在、17市町村が補聴器購入助成制度を開始している。東京都港区では医師会の協力を得て、耳鼻咽喉科で聴力検査を行っている。</p> <p>(1) 補聴器の調整には相当な時間が必要となる。早期からの補聴器購入の助成をしないか。</p> <p>(2) 加齢性難聴は加齢により進行するため、異常に気付かないことがある。聴力検査を健診に加えないか。</p>	
2	<p><b>市の農業政策について</b></p> <p>令和6年6月5日に施行された「改正食料・農業・農村基本法」では、食料安全保障を基本理念の柱として位置づけ、これまでの「食料の安定供給」に加えて、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手に入れるようにすること」を含むものへと再整理された。不測時だけでなく平時における食料安全保障に</p>	

	<p>についても実現するよう、考え方が強化された。</p> <p>また、令和5年8月29日に財務省主計局が出した「我が国の財政と農林水産予算について」では、「主食用米の需要は食生活の変化や少子高齢化による中長期的に減少傾向。この需要減に合わせるように生産量を減少させてきた。」「主食用米の価格は需給状況を反映した民間在庫量に大きく影響を受け、在庫量増加時には価格下落、在庫減少時には価格上昇を伴う傾向にある。」としている。</p> <p>(1) 本市において国の政策に基づき、新規就農者を支援している事業はどのようなものがあるか。</p> <p>(2) 市独自の農家への所得補償を考えないか。</p> <p>(3) 市は食料自給率向上・担い手確保をどのように進めるか。</p>	
3	<p><b>地方自治法の一部改正について</b></p> <p>令和6年6月19日に地方自治法が一部改正された。改正内容は、「DXの進展を踏まえた対応」「地域の多様な主体の連携及び協働の推進」「大規模な災害感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」である。</p> <p>(1) 市への影響はどのようなか。</p> <p>(2) 対応する部署はどのようなか。</p> <p>(3) 市民への影響はどのようなことが勘案されるか。</p>	
4	<p><b>被爆者の援護施策の向上に向けて</b></p> <p>被爆者健康手帳を保持する被爆者は、厚生労働省の調査によると、令和6年3月末時点で平均年齢が85.58歳と高齢化が進んでおり、昨年から約7,000人減って10万6,825人となった。</p> <p>現在、被爆者が疾病にかかった場合には、健康管理手当が支給される。原爆症と認定されると医療特別手当が支給され、健康診断・医療費の自己負担補助、疾病や障がいに応じた手当を受給することができる。</p> <p>障がいを伴う疾病は、造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌腺機能障害、脳血管障害、循環器機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による視機能障害、呼吸器機能障害、運動器機能障害、潰瘍による消化器機能障害と多岐にわたっている。</p> <p>被爆者援護法によっては、被爆者健康手帳、健康診断（一般健診、がん検診）の実施、一般疾病医療費自己負担分の</p>	

	<p>支給と認定疾病被爆者に認定疾病の医療費負担、医療特別手当、健康管理手当、保健手当、介護手当、葬祭料などの支給などが行われ、相談・福祉事業・医療事業などへの助成が行われている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市の現在の独自施策はどのようなか。</li> <li>(2) 黒い雨被害者に対する被爆者健康手帳の申請・交付について、どのように周知するか。</li> <li>(3) 被爆2世検診について市独自の被爆者に準じた医療費助成を行わないか。</li> <li>(4) 被爆2世はがん検診を受けられるか。</li> <li>(5) 愛知県内のいくつかの市町において行われている、被爆者が広島又は長崎で健診又は医療を受ける際の交通費の一部助成を、本市でも行わないか。</li> <li>(6) 愛知県内のいくつかの市町において支給されている、被爆者に対する健康管理手当を、本市も支給できないか。</li> <li>(7) 市は平成26年9月30日に非核平和都市宣言をしている。どのような施策が行われているか。</li> </ol>	
5	<p><b>マイナンバーカードと国民健康保険証について</b></p> <p>国民皆保険制度のもと、国民は誰でも保険証一枚で医療機関にかかることができる。保険証は、保険者である自治体やその他の保険者が交付する仕組みであるが、令和元年の健康保険法改正により、保険証とマイナンバーカードを一体化したマイナ保険証が導入された。マイナンバーカードの電子証明書は5年毎の更新が必要になる。申請・更新がされない場合には保険料を払っていても、保険診療が受けられなくなってしまうとの懸念がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) マイナンバーカード更新の必要な人への対応はどのようなか。</li> <li>(2) マイナンバーカードと保険証の紐づけの解除方法について、市民への案内はどのようなか。</li> <li>(3) 国民健康保険の高齢受給者証や後期高齢者医療証をお持ちの方の負担割合の確認はどうなるか。</li> <li>(4) 介護施設、訪問看護などでのマイナ保険証の保管や確認はどのように行われているか。</li> <li>(5) 保険税滞納者への対応はどのようにするのか。</li> <li>(6) 資格確認書と現保険証との違いはどのようなか。資格確認書の送付はどのように行われるか。</li> </ol>	